

互助会加入事業主 様

島根県民間社会福祉事業従事者互助会事務局長  
( 公 印 省 略 )

## 「規程・施行細則の改正」及び「加入・退会に係る個人印の廃止」について（通知）

本会事業の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件について、令和4年3月4日開催の第89回運営委員会において承認されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 送付書類（改正版）

- ①島根県民間社会福祉事業従事者互助会規程
- ②島根県民間社会福祉事業従事者互助会施行細則
- ③加入申込書（様式第2号）、退会届および退会給付金請求書（様式第5号②）、一般給付金請求書（様式第7号）、会員異動届（様式第9号）

#### 2 主な改正事項

##### (1)一般給付金「給付事業支給基準」の変更【様式変更】

※施行細則 P7～8 に「給付事業支給基準」を掲載していますのでご確認ください。

##### ■傷病見舞金

- ①給付要件の「会員と同居または会員が扶養している父母」に、同居または扶養している配偶者の父母を追加。
- ②留意事項に「同一人の同一傷病による請求は、1回目の退院から2回目の入院までの期間が180日を超えた場合を対象とする。なお、傷病名が異なっても、関連性、因果性が認められる場合は同一傷病とみなす場合がある。」を追加。

※運用基準の明確化のため、支給基準に追加するものです。

##### ■祝金（会員及び配偶者の出産）

留意事項の「出産1回に対する給付（双子以上の場合も1回）」を「出生児1人につき20,000円給付（双子以上の場合人数分給付）」に変更。

【注意】令和4年3月4日以降に生まれたお子さんから対象とします。

##### ■災害見舞金

- ①給付要件の変更。（内閣府の被害認定基準に準じて給付）  
住居又は家財の全損 → 住家の全壊（損害割合50%以上）50,000円  
住居又は家財の半損 → 住家の半壊\*（損害割合10%以上50%未満）30,000円  
※大規模半壊～準半壊に相当（一部損壊は対象外）
- ②一般給付金請求書の記入項目から、損害見積金を削除。

## (2)会員異動届の変更【様式変更】

掛金免除期間である「休職・停職」から、「停職」を削除。

### 3 会員の加入、退会手続きに係る個人印の廃止【様式変更】

「加入申込書」及び「退会届および退会給付金請求書」への、会員個人印の押印を廃止します。

ただし、事業主の代表印については引き続き押印を求めることとし、本人同意の上で届出を行う旨を記載した様式に変更しています。

【注意①】 加入、退会にあたっては、必ず本人への説明を行ってください。

【注意②】 押印廃止は、令和4年3月4日以降に提出される書類から適用します。  
すでに本人から押印を取得済みの場合は、そのままご提出ください。

### 4 「互助会の手引き」について

今回の改正に伴い、令和4年度に新しい手引きを発行、配布いたします。

### 5 ホームページ掲載の様式について

変更した様式等は、互助会ホームページに順次掲載します。

互助会 HP <http://www.shimane-fgojo.com/index.html>

トップページー各種手続きと様式

### 6 本件に関する問い合わせ先

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 担当：今田

(島根県社会福祉協議会 総務企画部総務経理係)

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

TEL:0852-32-5970 FAX:0852-32-5973

E-mail : gojokai@fukushi-shimane.or.jp